

所謂「陸奥国戸籍」残簡について

今 江 広 道

はし が き

此の文書に就いては、既に川上多助博士が「古代戸籍考」に於て論及して居られたが、⁽¹⁾其の後岸俊男氏によつて、より一層詳細に検討され、⁽²⁾虎尾俊哉氏が之を駁しつゝ高見を展開されるに及んで、一段と活潑に論議される様になつた。即ち昨年中に上記二氏の再論并に村尾次郎氏の論考が相尋いで発表せられ、⁽⁴⁾古代史研究者の間に大きな話題となつたが、かくの如く再三に亘つて論ぜられたのは、単に当「戸籍」の研究に止まらず、此を通して、古代戸籍一般乃至古代村落・古代家族・律令制度下の地方行政制度等の諸問題を明めんとせられたからであらう。私も亦此等の問題に興味を持つ一人として、上記諸氏の論考は種々の点で啓発される所が多かつた事に謝意を表す次第である。

しかし、一方諸氏は当然の事ながら原本を見て居られず、専ら大日本古文書に拠つて立論して居られるが、試みに、当書陵部撮影のマイクロ・フィルムと、彼此対校した所、大日本古文書には補訂を要する所があり、従つて諸氏の論稿にも影響して来る所のある事を知つた。そこで小

稿に於ては、同フィルムにより知り得た限りの詳細を御報告して、今後の諸氏の研究の一助にして戴き、併せて、当「戸籍」に対する私案を附加へて、諸賢の御叱正を仰がんとするものである。

- (1) 「古代戸籍考」(日本古代社会史の研究)所収)
- (2) 「古代後期の社会機構」、以下前稿と略称する。
- (3) 「所謂『陸奥国戸籍』について」(歴史)第九輯)。以下第一論文と略称する。
- (4) 岸「所謂『陸奥国戸籍』残簡補考」(続日本紀研究)三ノ二)。以下補考と略称する。
村尾「所謂『陸奥国戸籍』に現れた辺地村落の状態」(芸林)七ノ二)
同氏「陸奥国戸口損益帳断簡二紙片の配列」(続日本紀研究)三ノ八)
虎尾「再び所謂『陸奥国戸籍』について」(歴史)第十三輯)。以下第二論文と略称する。
- (5) 大日本古文書一ノ三〇五〜三〇八頁。

I

この文書は、正倉院文書正集第二十六卷の巻尾に収められてゐる。先づ、その全文を掲げておく事にする。(巻頭図版参照)

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	6	8	7	6	5	4	3	2	1	
戸主子金麻呂年十九	戸主弟古久須兒久波自年廿一	戸主君子部國忍戸	戸主姑古奈年六十三	戸主弟諸忍年卅六	戸主三枝部母知戸	兒刀自年廿五	意弥妻占部弥都年卅八	甲妻同族黒年卅八	寄大伴部意弥年卅三	子東麻呂年十四	子甲年卅八	本戸主古互弥年六十七	忍姉麻刀年十四	從父弟大麻呂年廿三	次真忍年七	寄大伴部忍年九	戸主占部加互石年卅四	意弥子黒麻呂年廿六		
少丁	正女	老女	正丁	正丁	正女	正女	正女	正女	正丁	小子	正丁	耆老	小女	正丁	小子	小子	正丁	殘丁		
	太寶二年籍後嫁出往郡内郡上里戸主君子部波尼多戸戸主同族阿佐麻呂為妻	上件二人太寶二年死				上件二人慶雲四年死		上件五人慶雲三年死					上件三人忍從移往				和銅元年死			
																	太寶二年籍戸主占部古互弥戸戸主子今為戸主			
																	太寶二年籍後移出里内戸主大伴部意弥戸戸主為甥			

39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21

戶主兒尔志伎年十一	戶主弟男年卅一	子忍人年十七	戶主大伴部久比年卅九	戶主占部道年卅八	戶主大田部赤麻呂年廿五	戶主叔父甲年卅七	子麻呂年十八	次乎刀自年十	兒刀自年廿七	戶主妻同族古夜年五十三	次子真人年十九	次忍人年廿一次忍人年廿一	子忍羽年廿九	戶主丸子部忍年八十四	戶主弟諸男年卅三	次身麻呂年十四
小女	正丁	少丁	正丁	正丁	正丁	正丁	少女	正女	正女	正女	少丁	正丁	正丁	耆老	正丁	小子

(白紙)

(卅又八卅)

上件二人慶雲四年死

和銅元年死

太寶二年籍里内戶主丸子部子尻分拆今移来

上件六人忍從移来

太寶二年籍郡内郡上里戶主大田部伊須伎戶主子今為戶主全戶移来

(上件人太寶之)

戶口十人從道移来

上件人太寶二年籍里内戶主大伴部意弥戶分拆今移来

(註)

○各行間(縦)及び、天地等(横)に界線があるが、今は横の界線のみを示した。

○頭記の数字は、後の記述の便宜の為に附した行數番号である。第一紙と第二紙を通し番号にしたが、此又單なる便宜の爲である。(以下の叙述で数字のゴチは行數を示す)

○原本では、横界線の第二線と第三線の間に、正丁・小女等の別が記されているのが普通であるが、一行の字數の多い場合は(3・4・19・23・30・35)此の線に拘つていない。今は便宜体裁を整へてある。

○文字は現行のものに改めてある。又()内は、墨場を頼りに読んだ私案である。その他後述本文参照。

○第一紙・第二紙の間は、白紙で縫がれて居るが、糊代は何れも裏でとつてあるから、表は全文見得る。

以上が全文であるが、大日本古文書と相異なる点等について、若干の説明を附加しておく。

1は大日本古文書には記されてゐない。此の行は、左上から右下に向つて截断されてゐるので、文字の左側の部分が僅かに見えるのみであり、前記()内の所のみ判読したが他は不明である。

6「従父弟大麻呂」。大日本古文書では「丈麻呂」となつてゐる。

25「次忍人年廿一」の下に、更に「次忍人年廿一」と小さく書いてある。何か意味があるのか、又写経生等が、戯れに書入れたものか明かでない。

33「戸主占部……」。此の行は右上からやゝ左下に斜に截断されてゐる。大日本古文書では「占部□年□八」となつてゐるが、上の空割は明かに

「道」と読み得る。従つて34の「従道移來」の「道」は、占部道を受け取るのでないかと思はれる。若し此の推定が正しければ、村尾氏が、虎尾氏の「道」を人名と考へ「占部□」の名であらうとするのを却けて、之を「道より移來す」と読んで、東海道・東山道の道と解されたのは正しくないのではなからうか。次に年令の□は、十が左端に見えるのみである。従つて卅か卅か明かでない。勿論卅であるかも知れぬが、その位置から考へて前者である可能性の方が多いだらう(因に「八」も実は左のノのみである。恐らく八であると思はれる事と、大日本古文書に「八」とあるので、一応それに従つておいた)。又占部道の註記がない事を村尾氏は不審がつて居られるが、之も杞憂に過ぎなかつた。只前記の如く右上から左下に斜に截断されてゐる為になる程読めなくなつて行く。「上件人」は「一イノ」とあるから、恐らく誤りはないと思ふ。「大宝」は墨痕を、他の例と照合して推測したものであるが、若し此の推定が正しければ、その下には「二年籍云々」とあつたであらう。その下にまだ数字乃至十数字あつた様である。35の例で云へば「大伴部」の「部」の字の高さの所迄は、墨痕が認められ、「(宝」字の高さは兩者同じ位である)恐らくそれ以下にも字があつたであらうが、明かにし得ないのは残念である。従つて33と34の註記が文章上接続するものであるか否かも不明である(若し接続するとすれば、現存部分で註記が二行に亘つてゐる唯一の例外となる)。

39は大日本古文書には見えてゐない所であるが、38の「志」及び「伎年」

の中間に当る所の二ヶ所に墨痕が認められる。只それが何といふ文字であるかは、残存部分僅少の為に明かでないが、この行にもう一人あつた事は確実である（猶その下段註記の有無は切断の關係で明かにし得ない）。

(附記一) 慎重なる大日本古文書の編者が、一見して判読し得る文字を空劃とし、又墨痕が存し明かに文字ありと認められる個所を□にしなければ何故だらうか。少し不思議な気がするが、これについて私は、次の様に推定する。即ち編者は恐らく原本と校合する違なく、一写本をそのまま印刷に附したのではなからうかと。而して此の推定は、編者自身の言葉によつて或る程度裏付けられるのである。即ち第一巻々末の「正倉院文書解題」には、次の如く記してゐる。

穂井田忠友が整理ノ事ニ与リシ際、始メテ一本ヲ写シテ家ニ蔵セシヨリ、之ヲ転写シタルモノ、水戸本、須坂本ノ如キアリ、維新の後、其事ニ当リシモノモ、大橋長彦ハ別ニ一本ヲ、小杉温邨ハ、シキツシミトワツシ影写転写ノ二本ヲ作リテ之ヲ蔵シ、宮内省ニ於テモ、マタ副本ヲ作ラレタリ、存採叢書中ニ収メラレタル続修東大寺正倉院古文書ハ、小杉氏転写本ノ一部分ニシテ、我が大学ノ図書館本ハ、即チ其ノ全体ヲ写シタルナリ、……今コノ大日本古文書ハ、主トシテ之ニ拠レリ、……

昨（明治33）年、正倉院御物ノ曝涼ニ際シ、特ニ文書ノ拝観ヲ許サル、是ニ於テ、原本ニ就キテ、本学図書館本ヲ校正シ、併セテ新タニ、以上ノ諸本ニ漏レタルモノヲ写シ、ガ、未ダ全ク其功ヲ竣ヘ

ザルニ、既ニ御閉封ノ期トナレリ、故ニ、未ダ原本トノ対校ヲ了セズシテ、其儘印刷ニ附シタルモノアリ、……

此の解題により、

(i) 大日本古文書が、小杉温邨の転写ミツツツシを写した、東京帝国大学図書館本を底本としてゐる事。

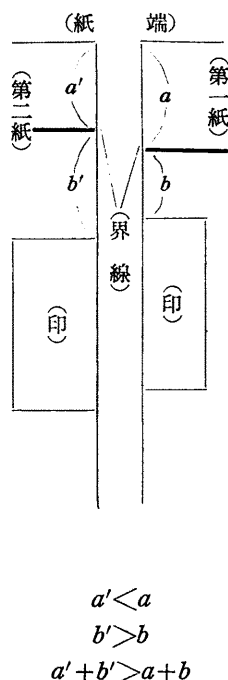
(ii) 明治三十三年御物曝涼に際し、前記図書館本を、原本により校正した事。

(iii) しかし全部の対校が終らぬ中に、御閉封の時期が来た為、未対校のまま印刷に附せられた部分のある事。

等がわかる。この文書が、原本と対校された中に入つてゐたか否かは明かでないが、若し対校されてゐたならば、前記の様な点は当然補はれたと考へられるから、未対校のまま印刷に附せられたものであらうと思ふのである。

次に国印について触れておきたい。第一紙の国印は32の「子麻」の二字の中間に上端、「八」字の下に下端があり、その右端は、やゝ31にかゝる程度である。第二紙のものは、33の「主占」の中間に上端、「八正」の中間に下端があり、左端は34（空白）の中間である。印影は、第二紙のものは、「国印」と読み得るが、第一紙の方は文字の部分は殆んど印影がない。従つて印によつて国名を決定する事は困難ではなからうか。

又此の両印の関係であるが、紙の上端からの距離及び横第一界線からの距離は、共に第二紙の方がやゝ長く、又紙端から第一界線迄の距離は、第一紙の方がやゝ長い。所で現状は、横界線が第一紙と第二紙ではやゝずれがあり、第二紙の方が上にある。従つて界線を合せれば印がずれ、印を合せれば益々界線のずれは大きくなつてゆく。此の関係を图示すれば、次の如くである。



更に此の両印の横の長さを加へても、猶縦の長さには及ばない（公式令天子神璽条によれば、国印は「方二寸」である）。従つて此の両印は、元来一つのものが切断されたのではなく、各々別個のものと考えた方がよい様に思ふ。即ち、第一紙・第二紙は、直接連続しないだらう。

(附記二) この文書を、「陸奥国」のものとして断ずるには、第一紙の国印の印影を判読するより他に方法がないのであるが、この印影が、極少部分しか残存しない事は前述の通りである。

所で一般には、此の文書を「陸奥国戸籍」と命名したのは、大日本古文書の編者であると考へられて居る様である。例へば虎尾氏も、第一論文で、「大日本古文書の編者によつて『陸奥国戸籍』と命名され

た云々」と述べてをられる。しかしその誤りである事は、所々に存する正倉院文書の目録（大日本古文書刊行以前の）に、此の文書と思はれるものを、「陸奥国——」として居る事から知られる。

例へば上野図書館架蔵の「東大寺正倉院所収文書天保七年新目録并御開符役人出仕之図」及び「東大寺正倉古文書目録」には、夫々第廿六卷の所に

○陸奥国宮城郡戸籍 残片一印
係年未審

とある。特に前者は、外題に「東大寺正倉院紛乱反古部類成卷草本」、巻首に

東大寺正倉院所収文書

天保七年新目録

凡四百余紙或合或離以為卅五卷

とあるが、天保七年と云へば穂井田忠友によつて始めて、正倉院文書の整理がなされた年であるから、此の目録は、忠友が紛乱してゐた文書を部別に成巻せんとして、各巻の巻立及びその内容を按配した時の草案であらう。若し此の推定が正しいとすれば、この文書を「陸奥国——」と命名したのは、正倉院文書の最初の整理担当者穂井田忠友と云ふ事になる。

次に岸氏が補考で提出された新見解——第一紙・第二紙と云ふ従来の

配列を、第二紙・第一紙と逆順に並べれば、裏文書は過不足なく接続するから、表であるこの文書も、逆順にすべきであり、表の方は一行の欠行ありとする——について、外見上から検討しておき度い。

前述の如く、大日本古文書には示されてゐない1及び39が原本には存在し、岸氏の説は一見有利の様である。即ち同氏の説によれば、39↓1と接続する事になるが、この兩行は何れも小部分であるから、一行を兩断されたものと考へれば、氏の欠行と推定された一行を見出した事になるからである。しかし此の説には左袒する事が出来ない。何故ならば、

39・1が同一行であるとすれば、兩者を合すれば完全な一行にならねばならないが、実際には、兩者を合しても、その人名すら明かにし得ないのである。尚昨卅一年秋の曝涼の際、正倉院へ出張された当部橋本義彦氏の実測された所によれば、第一紙右端から、1・2間の縦界線迄の長さは第三横界線即ち、子上の間で約6m・m、第二紙左端から38・39間の縦界線迄の長さが約4m・m、で兩者合せて10m・mである。所が2・3各行の縦界線間の長さは夫々15m・mであつたと云ふ。すると39・1の一行は他の行に比し、約3分の幅しかない事になる。特に此の行のみ幅が狭いと云ふのは不自然ではないだらうか。

但し岸氏の説が成立しないからと云つて、直ちに従来通りの順が正しいとは限らない。只正集の成巻撰者穂井田忠友が、かくの如くに配列、裝潢したに過ぎないからである。忠友は恐らく、両残簡に見える国印を一印と考へたか（附記二所引、天保七年新日録参照）、又は常識的に紙の

大・小によつて大きい方の第一紙を前にしたのであらう。

II

上記諸氏によつて、この文書の検討が行はれるに従つて、自ら幾つかの論点が定まつて来たが、その中には、互に意見が喰違つて解決をみてゐない所もあり、又私案と見解を異にする個所もある。そこでこの中から、(一)文書の作成手続・(二)記載年令の基準年次・(三)作成の基準年次、(四)寄大伴部意弥の親屬関係を取上げて、少し私案を述べてみたいと思ふ。

(一)

この文書の性質・用途・作成目的等については、岸・村尾両氏より、大宝二年造籍以後次の籍年たる和銅元年迄の計帳別項を集積した戸口損益帳と呼ばれるべきもので、戸籍の裏付けの為に作られたものであると云ふ見解が示された。この見解の中、作成手続として累年計帳別項の集積されたものであると云ふ点には、遽かに従ひ難い。その理由は、実は両氏自身によつて指摘されてゐる。即ち、その一つは岸氏自身によつて指摘されてゐる様に、大計帳等の式が初めて諸国に頒下されたのは、養老元年である、と云ふ事である。計帳別項の集積といふ見解が成立つてゐるは、太宝と和銅年間に、既に毎年計帳が作られて居た事が前提となるが、現存計帳の如く形式の整つたものが作られるに至つた時期を、養老初年であるとすると、その前提が崩れる事にならないだらうか。その二

は、両氏が同種文書として挙げられた「右京坊天平五年戸口損益帳」と、当「戸籍」とを比較すると、多くの類似点を持つて居る事は事実であるが、村尾氏自身が指摘された、次の様な相違点のある事を見逃す事が出来ない。

- (1) 京帳（上記右京坊戸口損益帳）には、正丁・小女等の記載がない。
- (2) 陸奥帳（当「戸籍」）では死亡も割往もみな、戸内の続柄を明記してゐる。

- (3) 陸奥帳は戸別に編輯されてゐるのに対し、京帳は異動類別（死亡・割往等）につくられてゐる。

- (4) 京帳では、割往は異動年の計帳に拠つてゐる。

この中、(4)は第一の疑点の傍証にもなるものであるが、氏は此等相違点を、単に年の経過に伴ふ書式の変化に帰せられてゐる。果してこれのみが唯一の解釈であらうか。

村尾氏は、この文書を、説明の便宜上から、氏名・年令・正丁等までを「本項目」、下欄記載事項を「註記」と云ふ二つに区分されたが、此の見解は本文書を理解する上に非常には有用ではないかと思ふ。即ち、同氏の所謂「本項目」のみを取出せば、その記載内容は、全く美濃国戸籍等と異ならない（勿論こゝに記されてゐるのは、異動のあつた者のみであるが）。従来「陸奥国戸籍」と呼ばれて来た所以であらう。そこで私は

此の本項目の部分を、戸籍から必要な所を転写したその際、後述の法則に従つて配列し直したものと解してはどうかと思ふ。この様に解すれば、村尾氏が京帳との相違点として挙げられた中の(1)―(3)も容易に理解し得るであらう。此の間の事情を次の如く推定してみた。

大宝一和銅年間には、未だ充分な計帳が作られてゐなかつたか、又は全く作られて居なかつた為、必然的に大宝二年籍が民政関係の基礎台帳として重要な役割を担つてゐた。従つて大宝二年造籍後の異動は、その度毎に国衙保管の大宝二年籍の、当該戸又は戸口の名前の左右等にその事由を註記する方法が行はれて居た。

一方、戸令造戸籍条には、

…其籍至^レ官竝即先納後勘。若有^レ増減隱没不^レ同随^レ狀下推

と云ふ規定が存するが、民部省等で、京送されて来た新籍を勘検すると云つても、そののみを見たのでは勿論、単に先籍と彼此勘校するのみでは、異動の実体を把握する事は困難であるから、先籍と新籍の間の橋渡しをする資料が必要であつた。そこで民部省等では、和銅元年の造籍に先立つて、「陸奥国戸籍」の様な文書の提出を、国衙に対して求めて居た。此の命を受けた国衙では、大宝二年籍に異動の註記のあるもののみを抜書し、その事由を記した文書を新籍に添へて京送した。これによつて、大宝一和銅年間の戸口の異動状況が具体的に知られるから、律令政府が恐れる偽籍・逃亡等の防止に役立つ事であらう。而して爾後（以前は不明だが）も此の様な文書が造籍毎に複製され、しかも養老年間計

帳が作られるに至つてからは、計帳別項を集積すると云ふ形で引継がれて行つたものと考へる。

上述の如く本項目を太宝二年籍の抜書と解すると、次の様な疑問を持たれる方もあらう。例へば、「戸主。大伴部加豆石……太宝二年籍。戸主。古豆弥子。今為戸主」とあるが、加豆石は註記で明かな如く、太宝二年籍には戸主の子であつて、戸主ではない。而るに本項目では「戸主」と記されて居るではないかと。これは次の様に解したい。

この文書には戸毎に記し、戸主は異動の有無にかゝらず、必ず筆頭に掲げると云ふ記載上の法則がある。(2) 所で加豆石の戸について云へば、太宝二年籍では古豆弥が戸主であつたが、彼は慶雲三年に死亡したので、「今」の時点から太宝二年籍を見れば、此の戸には戸主がない事になり、法則に合はないから、古豆弥の死後承継戸主となつて居り、新籍には戸主と登載される加豆石を筆頭に掲げ、その代りに前記の様な註記を付して、太宝二年籍に於ける加豆石の位置を示したのである。

〔註〕

(1) 岸氏は、前稿に於てこの文書と美濃籍の類似点を列挙され、虎尾氏は、第一論文に於て北九州籍との類同性を指摘された。両氏の指摘により、この文書の中には美濃型と北九州型という二つの記載様式が混在している事が明かとなつた。しかし何故此の様な混淆が行われるに至つたかという事については、未だ十分な説明がなされていない。私は此の事情を次の様に解しては如何かと思ふ。

即ち、太宝二年籍は美濃籍と同様の記載形式によつて書かれていた。この文書は、その太宝二年籍を転載するを建前としたので、多くは美濃型と

なつて居る。所がこの文書を作製筆写した人は北九州型記載様式の知識を持つて居たので、筆写の間に不知不識にその知識によつて書いた所がある。その為にならぬ型式が混淆する事になつたのではないかと。

(2) 又この文書に於ては、全て「太宝」と記しているが、美濃、豊前の両国の戸籍もやはり「太宝」を用ひて居り、当時の文書で「大宝」と書いているのは、筑前籍のみである。一方金石文では、威奈真人大村の墓誌に「以大宝元年律令初定」、又美努連岡方の墓誌に「藤原宮御宇大行天皇御世大宝元年歲次辛丑五月使唐国」と何れも「大宝」を用ひている。(大村は慶雲四年四月廿四日死亡し、同十一月廿一日に葬られて居り、岡方は神龜五年十月廿日死亡し、墓誌は「天平二年歲次庚午十月廿日附」である)。当時の文書は概ね「太」を用ひ、慶雲以降の金石文では「大」を用ひて居る。年代差とも考えられるが、一方、同一年でしかも同じ太宰府管内である(戸籍記載形式も同一である)豊前と筑前の両国で、一方は「太」、他方は「大」を用ひている所からすれば、大・太普通で、人によつて書き方が異つていたものであらう。しかし、この国の大宝二年籍が、太を用ひていたので、それにひかれて「太」字を使用したという可能性も存するのではなからうか。

(2) この事は、戸主自身に異動がなくても、「戸主三枝部母知戸」或は「戸主君子部国忍戸」と記されている事によつて明かである。

(二)

若し本項目を上述の如く、太宝二年籍からの転載と解すれば、必然的にその年令も太宝二年当時のものとなり、諸氏の説と喰違ふ事になる。

この文書に記された年令については、従来、作成年次と思はれる和銅元年のものとしてあやしまなかつた処、これに疑問を持たれたのが村尾氏である。氏は、註記に見える「後」、「今」の考察を通じ、結論として、

(1) 移出者は大宝二年当時の年令
(2) 移入者は和銅元年当時の年令
(3) 死亡者は各々死亡当時の年令

の三つに分けられた。これに対し、虎尾氏は第二論文に於て、延喜二年籍を援用されつゝ

(1) 移出入者は和銅元年当時の年令

(2) 死亡者は各々死亡当時の年令

とされた。こゝで氣のつく事は、両氏共に死亡者の年令は死亡時の年令を記してあるに相違ないと云ふ前提のもとに論を進めて居られる事である。その為はどうしても、死亡者の年令を別扱にしなければならぬから、年令記載の基準年次を二つ以下にする事が出来なかつたのである。しかし死者の年令を死亡時のものとする考へ方は、一見甚だ整理された様に見えるが、具体的に一人々々をとり上げてみれば、夫々その基準年次が異なる事になるのであつて、実際には統一がないとも云ひ得る。虎尾氏の言を拝借すれば、「年令記載は全て某年現在に統一されてゐると平明に解する方が良い」のである。氏は之を生生存者のみに限られたが、死亡者をも含ませ得る方法があれば、その方がより良くはないだらうか。

所が私家の如く解すれば、年令は全て大宝二年当時のものとなるから、その記載の基準年次は、「某年現在に統一」される事になるのである。虎尾氏は、(生存者についてであるが)その「某年現在に常識的に文書作製年現在」と考へられ、その証として、延喜二年籍の記載を援用

された。しかし同籍は、戸籍と戸口損益帳の部分とが併記されて居り、割出と割来が同一文書内に出て来るから、先籍によつて統一する事は出来ず、新籍によつて統一されたものであらう。然るにこの文書は、戸籍に添附して京送されたものであらうが、戸籍とは別帳であるから、その基準年次さへ明かであれば、先・新両籍の校勘の際に用ひられるとしても何等不都合はなかつたと思はれる。

(註) 村尾氏は、「いうまでもなく、死亡者は死亡時の年令を記してあるに相違ないと」述べられ、虎尾氏も、第二論文に於て「死亡者は別として云々」と述べて居られる。

(三)

所で上述の如く、年令を大宝二年当時のものと考へた場合には、次には当然、作成年次についても述べなければならぬであらう。何故ならば、この文書の作成年次については、従来川上、虎尾両氏の「和銅元年」説と、岸氏の「和銅元年頃」説の二説があり、川上・虎尾両氏は、その証として登載者の年令を使用されてゐるが、その年令を和銅元年のものとして考へて居られ、又岸氏は、その理由を明かにして居られないからである。

上記の如く、作製年次の決定に、年令を用ひ得ないとすれば、記事内容から推定するより外に方法がない。而して、記事中直接作製の年次を示すものとしては村尾氏の指摘された「今」と云ふ語があるけれども、それが何時を指すかは明かでない。一方内容を検討して行くと

(1) この文書が、太宝二年造籍以後和銅元年に至る迄の異動のみを記して居る事、

(2) 而して太宝二年の次の籍年は、令の規定からは和銅元年となり、

實際此の年に造籍が行はれてゐるが(統紀宝龜十・六・辛亥条)、この文書には「太宝二年籍」とはあるが、「和銅元年籍」とは書いてないから、和銅元年籍の造籍完了以前のものと考えられる事、

(3) しかしこの内容から、造籍と密接な関係が有ると考へられる事、等が指摘し得る。

しかしこれ等は従前から論ぜられてゐるので、こゝでは(1)―(3)を考慮しつゝ、「今」の实年次を考へて行く事にしたい。

さて、17・18の兩行に

戸主弟諸忍 年廿六 正女

戸主姑古奈 年六十二 老女 上件二人太宝二年死

と云ふ記載がある。若し此等二人が、太宝二年造籍以前の死亡者であれば、当然同年籍には載せられなかつた筈であるのに、此の二人が太宝二年籍以後の異動として記載されてゐると云ふ事は、同年籍に搭載されてゐた事になる。所が一方、戸令造戸籍条に

凡戸籍六年一造、起十一月上旬一依式勘造、……五月卅日内訖

とある如く、造籍は十一月より翌年の前半に亘つて行はれ、恐らく年内に完了する事はないと思はれるにもかゝらず、この文書では、太宝二年の死亡者が、太宝二年籍後の異動とされてゐるのである。この一見矛盾

盾する事柄を統一的に理解するには、太宝二年の或る時を限つて戸口調査をし、その時の現在員を以て造籍を行ひ、それ以後の異動は次の造籍時に加除されたと思へるより仕方がない。ではその「或る時」とは何時か、と云ふ事になる。

結論を先に述べれば、私はこの「或る時」を前掲戸令に見える「十一月初旬」ではないかと思ふ。戸籍が造り始めた年を籍年の名とする事は、同条集解釈説等や、現存の美濃国戸籍等によつても明かである。しかも、同戸籍の年紀は「太宝二年十一月」とあり實際には令の規定の如く翌三年に至つて造り訖つたと思はれるのに、造り始めるべき月を記して居るのである。此の事は十一月と云ふのが何等かの意味を持つて居た事を示すものではなからうか。憶ふに、これは現在の国勢調査等が「某年某月某日」現在で調査されるのと同様に、當時に於ても、戸口調査の基準月日を一定しておく必要があつたであらう。そしてその基準月日が「十一月」だつたのではなからうか。¹⁾

若し太宝二年籍が上述の如く、太宝二年十一月上旬を基準として作製されたものであるならば、和銅元年籍も此と同様に、和銅元年十一月上旬が、その造籍基準月日であつたと思ふ。そしてこの文書に見える「今」とはその時を示して居るのではなからうか。

以上の考察により、私はこの文書の作製基準年月日を和銅元年十一月上旬と考へるのである。今明かにし得るのは、この基準年月日のみで、實際の作製年月日を明かにし得ないが、恐らくそれを距る事遠からざる

頃であらう。(2)

註

(1) 美濃國戸籍には「十一月」とのみあつて、日を入れて居ないのは、令文の「起十一月初旬」とあつて、日を明記して居ないのに拠つたのであり、實際は、十一月初旬の某日であつたのではなからうか。

(2) 若し此の文書が、戸籍と共に京送されたものとすれば、戸籍は翌年五月卅日迄に造ればよい規定であるから、此の文書も遅ければ和銅二年五月頃に作成されたとも考へられる。従つて岸氏が、「和銅元年頃」といわれたのも首肯される。

尚、岸氏は、補考に於て、「『今』は和銅元年の編戸を示したものと解して居られる。私も、氏と同様に、和銅元年籍完成以前のもので、編戸に關係あると考へる事に異論はないが、次の様な理由から本文の如く解しても差支へないのではなからうか。即ち、天平六年出雲國計会帳によれば、籍年たる天平五年の八月に、民部省から来た「応編戸状巻道」を石見國及び隱岐國に送つて居る。従つて編戸の行われるのは、それ以後という事になる。造籍開始は、十一月であるから、恐らく編戸は造籍の一過程として行われたのではないかと思ふからである。

(四)

この文書には、三ヶ所(4・11・35)に「大伴部意弥」なる人名が見える。従来の諸説は、これ等を全て同一人と考へて居たのであるが、虎尾氏は、第一論文に於て、其の誤りなる事を明快に論証され4・35の戸主大伴部意弥と、11の寄大伴部意弥とは同名異人であり、且つ刀自のみでなく、忍・真忍・麻刀・の三人の姉弟も寄意弥の子女と考へられるとされた。所が岸・村尾両氏は、この説の後段を承認されず、特に村尾氏

は「大伴部忍等と寄大伴部意弥とが親子の間柄でないことはほど断言できる」と述べられた。虎尾氏は、その可能性をも否定された点を反駁して、少くとも同等の可能性を主張し得るとされた。私も虎尾氏の説に賛成するのであるが、同一戸内に於て、移出者先掲の原則の下に書かれて居るか、異動の年次順の原則によつて書かれて居るかを明かにする手段がないので、消極的ながら若し、忍等と寄大伴部意弥との親子關係を認めた場合、続柄・年令等に不都合を生ずるか否かを検討するに、本項目のみを取り上げた場合、何等矛盾を生じない。即ち年令的に、忍等が意弥の子女であつても不思議はない。又麻刀を刀自の妹とする事も、名前から云つて、十分にその可能性がある。然るに「大宝二年籍後移出里内戸主大伴部意弥戸主為甥」と云ふ、忍の註記が加はる事によつて、虎尾氏自身も述べられて居る如く、同名異人の二人の大伴部意弥を兄弟と見る最大の弱点につき当る。村尾氏が上述の如く考へられた根底にはこの不都合があつたからであらう。従つてこの点が解決されれば、村尾氏も納得して戴けるのではないだらうか。しかしてこれは、必ずしも解決不可能なものではない。(註1)にも述べた如く、この文書に於ても、美濃國戸籍に於ても、兄弟(姉妹)の名前には、弟の名前が、兄の名前の上に、「真」「小」等の一字を冠して居る例がある。従つて、4の意弥か11の意弥の上に、「真」「小」の如き字がもう一字あつたのを書写の際に書落したとも考へられるからである。書写の際の脱落とする考へ方が、必ずしも不当でない事は、7の「麻刀」が、実は麻刀自の

「自」を脱したらしい事から、十分その可能性がある。

以上の様に考へれば、寄意弥と忍等との間に親子関係を認めても、差支へないのではなからうか。

註

(1) この当時の人名のつけ方の一つに、弟(妹)の名前には、兄(姉)の名前の上に「真」・「乎」・「小」等の一字を冠するという方法があつた様である。

即ち、今問題にしている大伴部忍の弟は真忍であり、28・29に見える戸主丸子部忍の兄の刀自の妹は乎刀自である。美濃国戸籍では、次の様な例もある。春日部辛国の女児四人の名前は、刀弥売(Ⅲ) 大刀弥売(7) 小刀弥売(6) 真刀弥売(2) である。この他例は多い。

(2) 若し、忍等が、意弥の子であつたとすれば、大宝二年籍に於ては、

寄大伴部？意弥 子忍 次真忍

となつて居り、国衙にある戸籍には、忍の所に「移出里内戸主大伴部？意弥戸云々」という書入が、忍等の移出の際になされたと考えられる。その場合には、本文である「寄大伴部？意弥」と、注文である「戸主大伴部？意弥」は近接して書かれている事になるから、書写の際、目移りによつて、何れかの？を書落す事は十分あり得る事ではなからうか。

尚、今迄は、4の戸主意弥と、35の戸主意弥とを躊躇なく同一人としていたが、これは確証がない。何故ならば、当時に於ては、一里内の氏族は数氏に過ぎないらしい事、又、名前も同じものが多い事が、他の戸籍によつて伺はれ(例えば、この文書に見える「意弥」という名前は、美濃国春日里戸籍―大日本古文書一ノ十五頁―の春日鳥の甥にも見える。その他この文書に見える名前の幾つかを美濃国戸籍の中から探すのはさして困難を感じない位

である)、同姓同名になり易い(例えば、美濃国半布里戸籍には「果主族安麻呂」が三人いる―同上ノ五九・六一・六七頁―)からである。従つて、同姓同名必ずしも同一人ともいえない。しかしこれは只その可能性もあるといふのみである。

むすび

以上、Ⅰに於て、所謂「陸奥国戸籍」について、今迄学界に知られて居なかつた事が、マイクロフィルムによつて明かにし得たので、それを御報告した。今後、此の文書を検討される方々の何かの御参考になればと思ふ。但しこれはあくまでマイクロによる知見であるから、原本を見れば、更に若干の補正を要する箇所があるやも計り難い。此の点は何卒御諒承ありたい。Ⅱは、本項目が太宝二年籍の転載ではないかと云ふ仮説の下に幾つかの問題を考へてみた、全くの試案である。妄見を正して戴ければ望外の幸である。

(昭和三十一年四月稿)

(同 三十二年十二月改稿)

(追記) 本稿を印刷に附して後、岸氏が卅一・卅二両年に亘り、正倉院曝涼の際、親しく原本に就いて調査され、近く報告書を出される事を知つた。従つて本稿は更に訂正の要があるかも知れぬ事を、お断りしておき度い。